



平成27年5月13日

各 位

会 社 名 元 気 寿 司 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 法 師 人 尚 史  
(コード番号 9828 東証1部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 篠 原 一 博  
( T E L . 0 2 8 - 6 3 2 - 5 7 1 1 )

会 社 名 株 式 会 社 神 明 ホ ー ル デ ィ ン グ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 尾 益 雄  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 須 藤 恭 成  
( T E L . 0 7 8 - 3 7 1 - 2 1 3 1 )

株式会社神明ホールディングによる元気寿司株式会社株式（証券コード：9828）

に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社神明ホールディングは、平成27年5月13日、元気寿司株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社神明ホールディング（公開買付者）が、元気寿司株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を行うものです。

（添付資料）

元気寿司株式会社株式（証券コード：9828）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 神 明 ホ ー ル デ ィ ン グ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 尾 益 雄  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 須 藤 恭 成  
( T E L . 0 7 8 - 3 7 1 - 2 1 3 1 )

## 元気寿司株式会社株式（証券コード：9828）に対する

### 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社神明ホールディング（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、元気寿司株式会社（東京証券取引所市場第一部、コード：9828、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、2,900,000 株（所有割合（注）32.85%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、今般、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会にて、対象者株式を取得し、連結子会社化することを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

（注）対象者が平成 27 年 5 月 8 日に公表した「平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者株式の発行済株式総数 8,882,908 株から同本決算短信に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数 53,583 株を控除した株式数（8,829,325 株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）

当社は、本公開買付けにより、当社が本日現在所有している対象者株式 2,900,000 株（所有割合：32.85%）と合わせて、当社の所有割合を 40.0%以上とし、実質支配力基準により対象者を連結子会社化することを目指しておりますが、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を 700,000 株（所有割合 7.93%。なお、本公開買付けにより当該 700,000 株の買付け等を行った後に当社が直接所有することになる対象者株式は 3,600,000 株（所有割合 40.77%）です。）として設定しております。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（700,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

一方、平成 27 年 5 月 13 日に対象者が公表した「株式会社神明ホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の経過により、対象者は、当社との間で、本公開買付けによって得られるシナ

ジーについて協議するとともに、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

なお、対象者はこのような協議・検討の過程で、下記「（３）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者リーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所から法的助言を得たとのことです。下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付け価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられることから、平成 27 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細については、下記「（３）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## （２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、当社及びその他子会社 12 社から構成され（以下、当社及びその他子会社 12 社を総称して、「当社グループ」といいます。）、国内最大手の米卸グループとして、「私たちはお米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」の企業理念のもと、米穀事業に加え、無菌包装米飯・炊飯米等の加工食品、アグリビジネスなどの国内での事業のみに留まらず、米国・中国・香港の海外子会社を通じた製品の販売など、食に関わる多彩なビジネスを展開し、日本の農業の活性化を目指しております。

一方、対象者は、昭和 54 年 7 月に設立された後、平成 9 年 11 月に株式会社東京証券取引所市場第二部に、平成 14 年 9 月に東証一部に上場しており、本日現在、連結子会社 1 社及びその他の関係会社 1 社により構成されております。

当社グループを取り巻く業界環境は、国内においては、人口の減少や少子高齢化の進行が継続しているなか、主食である米の消費が減少していること、加えて近年食品の安全・安心に対する要求が高まっていること、さらには家族構成・ライフスタイルの変化から、家事の簡便化・時間短縮ニーズ等、多様な変化に対する迅速な対応が求められております。また、農業就業人口の減少、農業就業者の高齢化、耕作放棄地の増加、次世代の担い手不足等、日本の農業はさまざまな課題に直面しております。

かかる環境を踏まえ、当社と対象者は、平成 24 年 4 月 27 日付にて株式会社グルメ杵屋（以下「グルメ杵屋」といいます。）を交えた 3 社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し 3 社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結いたしました。同基本合意書において、対象者とグルメ杵屋は、平成 10 年 5 月に締結した基本契約書に基づいた事業協力を引き続き継続していくこと、当社とグルメ杵屋は、米国における日本食レストランの共同展開にかかる業務提携の確認・維持・発展を行うこと、さらに、グルメ杵屋が保有する対象者株式の譲渡について協議することが合意されております。

その上で、当社は、平成 24 年 5 月 30 日付で対象者との間で資本業務提携契約を、同日付でグルメ杵屋との間で株式譲渡契約を締結し、両契約における合意内容に基づき、グルメ杵屋が保有していた対象者株式 3,000,000 株の一部である 2,500,000 株（所有割合 28.31%）を平成 24 年 6 月 15 日に 1 株あたり 1,250 円で市場外における相対取引にて取得し、対象者の筆頭株主となりました。

さらに平成 27 年 2 月 12 日に、同じくグルメ杵屋が保有していた対象者株式 500,000 株の一部である 400,000 株（所有割合 4.53%）を 1 株あたり 2,500 円で市場外における相対取引にて取得しております。その結果、当社は、本日現在、対象者株式 2,900,000 株（所有割合 32.85%）を保有するに至り、対象者を持分法適用関連会社とし、当社は対象者のその他の関係会社になっております。

その後、当社は、平成27年3月上旬ごろから、今後も対象者の主要食材である「米」を対象者に対して安価かつ安定的に供給すること、対象者直営店舗の関西エリア進出に対する支援及び海外事業に関する共同展開を行うことにより、日本国内のみならず海外でも日本の伝統的食文化である「米」及び「寿司」の消費拡大を推進し、対象者とともに、企業価値の向上及び更なる成長を目指したいとの考えに至り、かかる施策及び成長の迅速かつ確実な実現に当たっては、当社と対象者との資本関係を強化し、対象者を当社の連結子会社化することが重要であると判断したため、本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような背景のもと、当社は、平成 27 年 3 月中旬ごろから、本公開買付けについての具体的な検討を開始し、同月から、対象者との協議を開始し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成 27 年 4 月下旬に終了しております）。その後も、当該デュー・ディリジェンスと並行して、対象者に対し、本公開買付けの目的、連結子会社化のメリット、本公開買付け価格の考え方について説明するとともに、対象者との間で具体的なシナジーや本公開買付け後の施策についての協議を続けてまいりました。

そうした協議の結果、当社は、対象者に対する本公開買付けにより、対象者を当社の連結子会社とし、当社グループと対象者が強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の相互利用及び当社グループの一層の企業規模拡大に資するとの判断に至りました。また、当社としては、生産から流通、さらには最終消費者への販売までを当社グループで一括して行い、より消費者ニーズに対応した展開が今後可能になっていくことが期待されます。なお、当社が対象者を連結子会社化することによる具体的なシナジーとしては以下のメリットが期待されます。

#### ①海外展開による回転寿司店舗数の増加及び販路の拡大

対象者が注力している海外への出店展開において、当社グループ及び対象者が保有する海外ネットワーク網を相互活用することにより、対象者の海外出店地域及び店舗数の増加が期待されます。また、当社グループにおいては対象者の出店地域及び店舗数が増加することは、海外へ食材の販売を行う上で、更なる販路の拡大に繋がると考えております。

#### ②本格的な関西エリアへの進出

当社グループは、昭和 25 年 10 月の設立以来、関西エリアを中心に米卸グループとして事業を展開してきたことから、特に関西エリアにおいては高い知名度と流通業界とのネットワークに強みがあります。対象者は今後の戦略として関西エリアへの本格的な出店展開に注力しており、当社グループの知名度、ネットワークを活用することにより、対象者の関西エリアにおける出店の加速が期待され、ひいては当社グループの食材販売の増加に繋がると考えております。

#### ③製販一体化による消費者ニーズの取り込み

対象者が運営する回転寿司店に来店される最終消費者との接点を持つことで、当社グループは、いち早く最終消費者のニーズを汲み取り、市場動向を把握・分析することにより、対象者と新たな共同商品の開発を行うことで、市場ニーズに即したタイムリーな商品提供が可能になると考えております。

#### ④仕入機能集約による食材の調達力の向上

食に関わる多彩なビジネス展開を行っている当社グループに仕入機能を集約させることで、当社グループ及び対象者の食材調達力の向上及び原価低減・物流コストの圧縮が図られ、収益力の向上に繋がると考えております。

以上のような理由から、平成27年5月13日の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、「回転寿司を通して社会に貢献し、日本全国から世界へと寿司文化の普及拡大をめざす」ことを経営理念に掲げて、国内事業（回転寿司を中心とした寿司レストランの直営展開）及び海外事業（国内と同種営業の直営子会社及びフランチャイズによる展開）の2つの部門で事業展開を行っているとのこと。対象者を取り巻く外食業界の環境は、景況感の回復とともに消費者が高品質志向を強めており、一部で明るさが見え始めておりますが、人件費の上昇、原材料価格

の高騰など厳しい経営環境が続いているとのことです。

このような環境の中、対象者は、「更なる品質とスピード提供」、「溢れる笑顔と情熱」をキーワードに、他社との差別化を図り、より一層の接客サービスの向上に取り組んできたとのことです。

国内事業におきましては、同業他社との競争が依然厳しい状況にあります。オールオーダー型店舗（オールオーダー型店舗とは、従来の回転レーンを持たず、タッチパネルによるオーダーシステムと高速レーンによる、個別でのクイックデリバリーを採用している店舗を指します。）への転換、出店の加速及び既存店の来店客数増加を維持し、客単価アップを図るとともに、店舗収益力を強化する各種営業施策を実施することにより収益基盤を確立してきたとのことです。

海外事業におきましては、日本食・健康食ブームを受け、国内外食企業の海外進出も活発になっている中、先行メリットを生かしながら出店地域を堅調に拡大しているとのことです。フランチャイズ先との良好な関係維持と新規出店の促進を図るため、派遣指導等を充実するとともに季節メニューの紹介や食材の販売強化に取り組んできたとのことです。

対象者は、更なる収益力の向上を目指し、①営業力の強化、②次世代を担う人材の育成、③効率的な食材調達と魅力ある商品の開発、④精度の高い立地選定と未出店地域への進出、⑤子会社及びフランチャイジーとの連携・支援強化、⑥財務体質の改善等の各種施策を通じて、企業価値の増大に向けて取り組んでいきたいと考えているとのことです。

かかる取り組みの一環として、当社と対象者は、前述のとおり、平成24年4月27日付にてグルメ杵屋を交えた3社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し3社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結したとのことです。また、当社と対象者は、平成26年1月9日付「株式会社神明への業務移管（一部仕入機能集約）に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社グループのグループ商品部に対象者の一部仕入機能を集約させることで、原価低減に向けた取り組みを進めてきたとのことです。

対象者は、当社とのかかる連携を通じて、対象者の主要食材である「米」を含めた食材の安価かつ安定的な調達を進めるとともに、対象者店舗の関西エリア進出や海外事業に関する共同展開により、各種施策の推進及び事業拡大を進めるべく取り組んできたとのことです。前述のとおり、当社との協議を進めた結果、対象者に対する本公開買付けによって、対象者と当社グループとの資本関係をより強固なものにすることにより、双方の経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の一層の事業基盤の強化に資すると判断したとのことです。

なお、本日現在、対象者の取締役7名のうち過半数を占める4名（代表取締役社長法師人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏）並びに監査役4名のうち1名（社外監査役田中義昭氏）が当社の役職員を兼任しているところ、本決算短信記載のとおり、対象者は本公開買付け成立後、最初に開催される対象者の定時株主総会において、(i)対象者の取締役5名に係る取締役選任議案（なお、当社の取締役が、対象者の取締役候補者5名のうち過半数を占める3名の候補者となることが予定されております。）及び(ii)対象者の監査役4名に係る監査役選任議案（なお、本公開買付け成立後、最初に開催される当社の定時株主総会において、当社の監査役に選任されることが予定されている者が、対象者の監査役候補者の1名となることが予定されております。）が上程される予定とのことです。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者株式2,900,000株（所有割合32.85%）を所有して対象者を持分法適用関連会社とし、また、当社の役員4名及び従業員1名が対象者の役員を兼任しているところ、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じているとのことです。

#### ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。対象者は、SMBC日興証券より株式価値算定書を平成27年5月13日付で受領しているとのことです。なお、SMBC日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、

対象者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMB C日興証券は、対象者株式については、対象者が東証一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成 27 年 5 月 12 日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の株価終値の単純平均値）を、また対象者には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用したとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、SMB C日興証券による株式価値算定書は、対象者の取締役会が本公開買付価格を検討する際の参考情報として作成されたものであり、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の 1 株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 2,281 円～2,540 円
類似上場会社比較法	: 2,167 円～2,700 円
DCF法	: 1,972 円～2,640 円

市場株価法では、平成 27 年 5 月 12 日を算定基準日として、東証一部における対象者株式の算定基準日の株価終値 2,281 円、直近 1 ヶ月間の株価終値の単純平均値 2,468 円（小数点以下四捨五入。以下、株価終値の単純平均値の計算について同じです。）及び直近 3 ヶ月間の株価終値の単純平均値 2,540 円を基に、対象者株式 1 株当たり株式価値の範囲を 2,281 円から 2,540 円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たり株式価値の範囲を 2,167 円から 2,700 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画、直近までの業績の動向、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 28 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たり株式価値の範囲を 1,972 円から 2,640 円までと分析しているとのことです。

SMB C日興証券は、対象者の株式価値算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であること、対象者の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 27 年 5 月 12 日現在までの情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

## ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、リーガル・アドバイザーとして、当社と利害関係を有しないTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けているとのことです。

## ③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更

に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付け価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご意思を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのことです。

上記の対象者取締役会決議は、対象者の取締役7名中、代表取締役社長法務人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏を除く全ての取締役3名（うち社外取締役1名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されたとのことです。なお、対象者取締役のうち、代表取締役社長法務人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏は、当社の取締役又は従業員を兼務しているため、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加していないとのことです。

また、対象者の監査役4名中、社外監査役である田中義昭氏以外の監査役3名（うち社外監査役1名）は上記の対象者取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。なお、田中義昭氏は、当社の取締役を兼務しており、利益が相反するおそれがあることから、対象者の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### (4) 本公開買付けに関する重要な合意等

本公開買付けの実施にあたり、当社は、株式会社足利銀行（以下「足利銀行」といいます。）との間で、足利銀行が本日現在所有する対象者株式の一部（312,000株、所有割合3.53%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成27年5月12日付で締結しております。なお、本応募契約において、足利銀行の応募に係る前提条件の定めはございません。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを目的としており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者株式の追加取得を行うことは予定しておりません。他方、本公開買付けの結果、当社が対象者を連結子会社化することができなかった場合に、本公開買付け後に対象者株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定です。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東証一部に上場されていますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、700,000株（所有割合7.93%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東証一部における上場が維持される予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	元気寿司株式会社
② 所 在 地	栃木県宇都宮市大通り二丁目1番5号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 法務人 尚史
④ 事 業 内 容	回転寿司チェーンの経営
⑤ 資 本 金	1,151,528千円（平成27年3月31日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	昭和54年7月26日

⑦ 大株主及び持株比率 (平成27年3月31日現在)	株式会社神明ホールディング	32.65%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	4.54%
	株式会社足利銀行	4.53%
	元気寿司取引先持株会	3.51%
	株式会社グルメ杵屋	1.13%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.08%
	東京海上日動火災保険株式会社	0.99%
	CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.83%
	遠藤食品株式会社	0.78%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	0.73%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	当社は対象者株式2,900,000株(持株比率32.65%)を所有しております。	
人的関係	本日現在、当社の取締役のうち3名が対象者の取締役、1名が対象者の社外監査役を、当社の従業員のうち1名が対象者の取締役をそれぞれ兼務しております。 なお、本日現在、当社の従業員3名が対象者へ出向しており、対象者の従業員2名が当社の子会社へ出向しております。	
取引関係	当社と対象者との間で、食材の仕入の取引があります。	
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。	

(注) 発行済株式総数に対する持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (2) 日程等

### ① 日程

取締役会決議	平成27年5月13日(水曜日)
公開買付開始公告日	平成27年5月14日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成27年5月14日(木曜日)

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成27年5月14日(木曜日)から平成27年6月10日(水曜日)まで(20営業日)

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」という。)の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年6月24日(水曜日)まで(30営業日)となります。



(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、2,500円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際し、当社が保有する対象者に関する情報、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況並びに業績予想を総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付価格の決定日である平成27年5月13日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値(2,281円)並びに過去1ヶ月間(平成27年4月13日から平成27年5月12日まで)、過去3ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年5月12日まで)及び過去6ヶ月間(平成26年11月13日から平成27年5月12日まで)の終値の単純平均値(2,468円、2,540円及び2,494円)(単純平均値については小数点以下を四捨五入。以下同じです。)の推移を参考にしました。

さらに、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)より、対象者株式の株価及び出来高の状況並びに本公開買付けと類似した公開買付けにおける公開買付価格のプレミアム水準に関する参考資料を受領し、当該参考資料を基に、公開買付価格を検討いたしました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。当社は、上記の諸要素、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議の結果を踏まえ、最終的に平成27年5月13日に本公開買付価格を2,500円と決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格2,500円は、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値2,281円に対して9.60%(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。)のプレミアムを加えた価格、過去1ヶ月間(平成27年4月13日から平成27年5月12日まで)の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,468円に対して1.30%のプレミアムを加えた価格、過去3ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年5月12日まで)の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,540円に対して1.57%のディスカウントをした価格、過去6ヶ月間(平成26年11月13日から平成27年5月12日まで)の東証一部における対象者株式の終値の単純平均値2,494円に対して0.24%のプレミアムを加えた価格です。

なお、公開買付者は、平成24年6月15日にグルメ杵屋が保有していた対象者株式2,500,000株(所有割合28.31%)を1株あたり1,250円で市場外における相対取引にて取得しております。また、平成27年2月12日に、同じくグルメ杵屋が保有していた対象者株式400,000株(所有割合4.53%)を1株あたり2,500円で市場外における相対取引にて取得しております。当該取得価格と本公開買付価格との間の差異は、それぞれ1,250円及び0円ですが、これは、当該取引が行われた時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付価格は、時価に対してプレミアムを付した価格であることによるものです。

② 算定の経緯

当社としては、上記「算定の基礎」に記載のとおり、当社が保有する対象者に関する情報、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を総合的に分析いたしました。また、当社は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付価格の決定日である平成27年5月13日の前営業日である平成27年5月12日の東証一部における対象者株式の終値(2,281円)並びに過去1ヶ月間(平成27年4月13日から平成27年5月12日まで)、過去3ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年5月12日まで)及び過去6ヶ月間(平成26年11月13日から平成27年5月12日まで)の終値の単純平均値(2,468円、2,540円及び2,494円)の推移を参考にしました。さらに、当社は、本公開買付価格を検討するにあたり、大和証券より、対象者株式の株価及び出来高の状況並びに本公開買付けと類似した公開買付けにおける公開買付価格のプレミアム水準に関する参考資料を受領し、当該参考資料を基に、公開買付価格を検討いたしました。なお、大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社は、上記の諸要素、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議の結果を踏まえ、最終的に平成27年5月

13日に本公開買付価格を2,500円と決定しました。

③ 算定機関との関係

当社は、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
700,000 株	—	700,000 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（700,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定していませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	29,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.85%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.77%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数	88,133 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 700,000株に係る議決権の数7,000個に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」29,000個を加えた議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第36期第3四半期報告書（平成27年2月6日提出）に記載された平成26年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された平成27年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（8,882,908株）から、本決算短信に記載された平成27年3月31日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数（53,583株）を控除した株式数（8,829,325株）に係る議決権数（88,293個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,750 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数 (700,000 株) に本公開買付価格 (2,500 円) を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成27年6月17日(水曜日)

(注) 法27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成27年7月1日(水曜日)となります

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(700,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の数がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は、各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)を減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の16時までに応募受けをした公開買付け代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付け応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付け者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付け届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成27年5月14日（木曜日）

#### (11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の経過により、対象者は、当社との間で、本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ったとのことです。

なお、対象者はこのような協議・検討の過程で、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、対象者リーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所から法的助言を得たとのことです。上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、当社と対象者との間の業務内容、その結果対象者に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、対象者の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希

望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持されることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様を尊重すべきであると考え、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成27年5月8日に「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を、以下のとおり公表しております。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

① 損益の状況 (連結)

決算年月	平成27年3月期
売上高	29,363,765千円
売上原価	12,018,220千円
販売費及び一般管理費	15,875,761千円
営業外収益	211,380千円
営業外費用	145,964千円
当期純利益	1,229,034千円

② 1株当たりの状況 (連結)

決算年月	平成27年3月期
1株当たり当期純利益	139.20円
1株当たり配当額	10.00円
1株当たり純資産額	617.60円

以 上